

# 平成30年度 児童相談所における児童虐待相談への対応状況（宮崎県）

## 1 児童虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
11	<108.0%> 443	<126.4%> 560	<96.4%> 540	<132.4%> 715	<88.3%> 631	<180.0%> 1,136	<121.4%> 1,379

（注）上段<>内は、対前年度比である。

（参考）全国の虐待に関する相談対応件数

平成2年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1,101	<111.3%> 66,701	<110.6%> 73,802	<120.5%> 88,931	<116.1%> 103,286	<118.7%> 122,575	<109.1%> 133,778	未公表

（注）上段<>内は、対前年度比である。

## 2 虐待の経路別相談件数

（注）上段（ ）内は、構成比である。3以下についても同様。

総数	家 族							親戚	近隣知人	児童本人	児童委員	警察等
	虐待者本人			虐待者以外			計					
	父親	母親	その他	父親	母親	その他						
(100%) 1,379	(0.8%) 11	(2.2%) 31	(0.0%) 0	(1.2%) 16	(1.4%) 19	(1.1%) 15	(6.7%) 92	(3.0%) 41	(12.0%) 166	(0.9%) 12	(0.0%) 0	(45.4%) 626

都道府県		市町村			保健所	医療機関	児童福祉施設等		学校等		その他
児童相談所	その他	福祉事務所	保健センター	その他			保育所	その他	学校	その他	
(9.9%) 137	(0.9%) 12	(4.6%) 63	(0.1%) 2	(3.3%) 45	(0.1%) 2	(1.7%) 23	(0.9%) 13	(0.5%) 7	(8.0%) 110	(0.6%) 8	(1.5%) 20

（注）都道府県の「児童相談所」は、他の児童相談所から移管を受けたケースや通告を受けた児童以外の兄弟児についても虐待の疑いがあるとして児童相談所が対応したものなど。

都道府県の「その他」は、福祉事務所など。

市町村の「その他」は、町村役場の児童福祉担当課など。

学校等の「その他」は、幼稚園、教育委員会など。

「その他」は、匿名による電話やメールなど。

## 3 虐待の相談種別

	総 数	身体的虐待	性的虐待	保護の怠慢 ないし拒否	心理的虐待
30年度	(100.0%) 1,379	(23.4%) 322	(1.3%) 18	(18.3%) 252	(57.1%) 787
（参考） 29年度	(100.0%) 1,136	(21.0%) 239	(0.4%) 4	(21.5%) 244	(57.1%) 649

（虐待の定義）

身体的虐待：殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

性的虐待：子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

保護の怠慢、拒否：食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じこめるなど

心理的虐待：言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の目前でのDVなど

## 4 主たる虐待者

総 数	父		母		その他
	実 父	実父以外	実 母	実母以外	
(100.0%) 1,379	(49.5%) 683	(8.2%) 113	(38.7%) 534	(0.4%) 5	(3.2%) 44

（注）「その他」は、祖父母、兄弟姉妹、叔父叔母など

## 5 被虐待児童の年齢構成

総 数	0～3歳未満	3歳～6歳	7歳～12歳	13歳～15歳	16歳～18歳
(100.0%) 1,379	(21.2%) 292	(23.1%) 319	(37.4%) 516	(12.9%) 178	(5.4%) 74

（上記1～5の数値は、「福祉行政報告例（統計法に基づく一般統計調査）」で厚生労働省に報告したものである。）